資料No.1

　　　　　　花巻市地域防災計画改正概要

１　改正の目的

　　防災基本計画の修正及び岩手県地域防災計画の修正に伴い、これらとの整合を図るため花巻市地域防災計画を改正する。

２　改正の概要

（１）防災基本計画の改正（令和元年５月、令和２年５月、令和３年５月、令和４年６月）

及び岩手県地域防災計画の改正（令和元年３月、令和２年３月、令和３年３月、令和４年

３月、令和５年３月）に伴う修正

●　避難情報の名称変更(全般)

・「避難準備・高齢者等避難開始」→　「高齢者等避難」(警戒レベル３)

　・「避難勧告」　　　　　　　　　→　「避難指示」(警戒レベル４)

　・「災害発生情報」(警戒レベル５)→　「緊急安全確保」(警戒レベル５)

　 ●　第２章　災害予防計画

　　　○　防災知識の普及(第１節)

　　　　・　「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、自らの判断で適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知することを明記

　　　　・　地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実・消防団員等が参画した防災教育の推進に努めることを明記

　　　　・　防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図ることを明記

　　　○　防災訓練(第３節)

　　　　　防災訓練における個別訓練項目に災害対策本部設置・運営訓練、要配慮者を対象

とした訓練、遺体対応訓練、多言語対応訓練を追記

　　　○　避難対策(第５節)

　　　　・　災害が発生する恐れがある段階から広域避難が円滑にできるよう応援協定の締結等を定めたマニュアル等の整備を行うことを明記

　　　　・　要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保される施設を福祉避難所として指定するよう努めることを明記

　　　○　要配慮者の安全確保(第６節)

　　　　・　市は、避難支援等関係者と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の作成を支援し、適切な管理に努めることを明記

・　市は、市条例に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報の提供の拒否を申し出た避難行動要支援者の情報を提供することができることを明記

　　　○　外国人の安全確保対策(第６節)

　　　　　災害時に避難所において災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集(外国人被災者の状況、ニーズの把握)、情報提供を行うよう努めることを明記

　　　○　食料・生活必需品等の備蓄(第６節の２)

　　　　　備蓄の類型について明記

○　孤立化対策(第７節)

災害時孤立化想定地域への対策の推進、避難先の確保、救出方法の確認等について明記

○　風水害予防(第１３節)

　　　　・　災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成し、その効果的な運用に努めることを明記

　　　・ 山地災害危険地区等における治山施設整備のハード対策と同地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や地域の避難体制との連携による減災効果の向上等により、山地災害の発生防止に努めるよう明記

　　○　雪害予防(第１４節)

　　　　地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、雪害予防の普及啓発の促進を図ることを明記

　　○　土砂災害予防(第１５節)

　　　・　土砂災害防止対策の推進及び土砂災害警戒情報の発表について明記

　　　・　盛り土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、危険が確認された盛り土について撤去命令等の是正指導を行うよう明記

　●　第３章　災害応急対策計画

　　○　活動体制(第１節)

花巻市災害対策本部の分掌事務、災害発生の各段階に応じた活動項目及び職員の動員配備体制を明記

　　○　気象予報・警報・地震情報等の伝達(第２節)

　　　・　気象に関する情報(早期注意情報)及び地震に関する情報(長周期地震動に関する情報)を明記

　　　・　注意報・警報・特別警報・緊急地震速報等・火山警報等・水防警報等の種類・発　　表基準等の修正を明記

　　　・　洪水注意報・洪水警報の基準を気象台発表基準の見直しに伴い修正

　　　・　キキクル(土砂・浸水・洪水)の危険度分布の基準を明記

　　○　情報の収集・伝達(第４節)

　　　　災害情報の種類別報告について明記

　　○　相互応援協力(第９節)

他の地方公共団体に技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する点を明記

　　○　自衛隊災害派遣要請(第１０節)

　　　　「災害派遣時に実施する救援活動」に「入浴支援」を追加

　　○　避難・救出(第１４節)

・　避難指示等の発令基準を明記

　　　・　市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集を

行い、救助活動の効率化・円滑化のために必要な場合は県が実施する安否不明者の

氏名等の公表に協力し、安否不明者の絞り込みに努めるよう明記

　　○　医療・保健(第１５節)

　　　・　災害時における調剤、服薬指導を実施するため、市薬剤師会に依頼し、「薬剤師会班」を編成し、被災地に派遣することを明記

　　　・　口腔の健康維持を図るため、歯科医師会の協力を得て「口腔ケア活動班」を編成し、口腔ケアの歯科保健活動を行うことを明記

　　○　食料、生活必需品等供給(第１６節)

　　　　物資の支給にあたっては、性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)の視点にも配慮することを明記

　　○　廃棄物処理・障害物除去(第２０節)

社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で被災家屋からの災害廃棄物、がれき、　土砂の撤去等に係る連絡体制を構築することを明記

　　○　公共土木施設・鉄道施設等応急対策(第２５節)

　　　　県は、市町村が管理する指定区間外の国道、県道、市町村道について、当該市町村に代わって道路の維持又は災害復旧工事を自ら行うことが適当であると認められる時は、権限代行制度により支援を行うことを明記

（２）地震災害対策編の新規作成

　　●　第１章　総則

　　　○　計画の目的(第１節)

東日本大震災を含む過去の地震の発生状況等、日本海溝・千島海溝沿いの地震活動の長期評価等を踏まえ、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度６弱以上の大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

　　　○　防災関係機関の責務及び業務の大綱(第３節)

　　　　　防災関係機関の業務の大綱を記述

　　　○　地震の想定(第４節)

内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部・南部地震を想定、海溝型地震については、平成２３年(２０１１年)東北地方太平洋沖地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

　　●　第２章　災害予防計画

　　　○　防災知識の普及(第１節)

　　　　　職員に対する防災教育の徹底、住民等に対して防災知識の普及に努める。

　　　○　防災訓練(第３節)

　　　　　震災時における防災活動を円滑に実施するため、各種の訓練を実施する。

　　　○　避難対策(第５節)

地震、火災等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難　場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。

　　　○　要配慮者の安全確保(第６節)

「避難情報に関するガイドライン」を参考に避難指示の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等の策定を支援するとともに、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

　　　○　食料、生活必需品等の備蓄(第６節の２)

避難所において使用するために必要な物資の備蓄を計画的に整備するとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

　　　○　孤立化対策(第７節)

　　　　　孤立化が想定される地域の予防対策に努める。

　　　○　建築物等安全確保(第９節)

　　　　　建築物・工作物の耐震化・不燃化の促進、家具等の転倒防止対策等を図る。

　　　○　地盤災害予防(第１３節)

　　　　・　地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

　　　　・　人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知、耐震化などを推進する。

　　●　第３章　災害応急対策計画

　　　○　活動体制(第１節)

市災害警戒本部・災害対策本部の設置、災害発生の各段階に応じた活動項目を記述

　　　○　地震情報等の伝達(第２節)

地震情報等に関する情報の種類と発表基準、内容、地震情報等を受領した場合の市の措置を記述

　　　○　情報の収集・伝達(第４節)

　　　　　市が行う災害情報の収集、報告の実施要領を記述

　　　○　広報広聴(第５節)

　　　　　震災時における実施機関ごとの広報広聴活動の内容を記述

　　　○　相互応援協力(第８節)

災害時における応援協定の締結を進め、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

　　　○　避難・救出(第１３節)

震災発生時においては迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

　　　○　食料・生活必需品等供給(第１５節)

　　　　　生活必需品及び避難生活に必要な物資を関係業者・団体等の協力を得て調達する。

　　　○　廃棄物処理・障害物除去(第１９節)

災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

　　　○　文教対策(第２２節)

震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

●　第４章　災害復旧・復興計画

　　　○　公共施設等の災害復旧(第１節)

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、早期の復旧を図る。

　　　○　生活の安定確保(第２節)

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

　　　○　復興計画の作成(第３節)

　　　　　市は、復興計画を作成し、計画的な復興を図る。

●　第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

　　　○　総則(第１節)

　　　　　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項等、地震防災上重要な対策に関する事項を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

　　　○　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項(第２節)

市が所有する施設の耐震化対策や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

　　　○　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項(第３節)

震災発生時に、市や消防機関、指定地方公共機関等が行う避難支援、救助、実施　する措置について記述

　　　○　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項(第５節)

住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

　　　○　防災訓練に関する事項(第６節)

　　　　　大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。

　　　○　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項(第７節)

　　　　・　市は、職員等に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び後発地震に備え、具体的に取るべき行動・果たすべき役割等について教育する。

　　　　・　市は、県と協力して住民等への防災意識の普及・啓発に努めるとともに、的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。